

三田市野外活動センターの設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行			改正案		
<p>(設置) 第1条 市民に野外活動、レクリエーション及び<u>集団生活</u>等の場を提供し、<u>心身の健全な発達と</u>明るく豊かな市民生活の形成に寄与するため、三田市野外活動センター(以下「野外活動センター」という。)を設置する。 第2条 省略 (事業) 第3条 野外活動センターは、その目的を達成するため次の事業を行う。 (1)～(2) 省略 (3) <u>宿泊を伴う集団生活に関する事業</u> (4) <u>青少年に対して野外活動における学習指導及び集団生活指導に関する事業</u> (5) 省略 (休業日及び使用時間) 第4条 野外活動センターの休業日及び使用時間は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、臨時に休業し、又は休業日若しくは使用時間を変更することができる。</p>			<p>(設置) 第1条 市民に野外活動、レクリエーションの場を提供し、明るく豊かな市民生活の形成に寄与するため、三田市野外活動センター(以下「野外活動センター」という。)を設置する。 第2条 省略 (事業) 第3条 野外活動センターは、その目的を達成するため次の事業を行う。 (1)～(2) 省略 (3) 省略 (休業日及び使用時間) 第4条 野外活動センターの休業日及び使用時間は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、臨時に休業し、又は休業日若しくは使用時間を変更することができる。</p>		
施設名	休業日	使用時間	休業日	使用時間	
メインホール	1 12月28日から翌年の1月4日まで	宿泊を要しない者 午前9時から午後5時まで	11月1日から翌年の4月30日まで	午前10時から午後6時まで	
	2 1月5日から4月30日まで及び11月1日から12月27日までの毎週月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日」という。)に当たるときは、その翌日以後の最初の祝日でない日とする。	宿泊を要する者 午後1時から翌日の午前10時まで			
キャビン、バンガロー、テントサイト等野外施設	1 12月1日から翌年の3月31日まで	宿泊を要しない者 午前9時から午後5時まで。ただし、			
	2 4月1日から同月30日まで及び11月1日から同月30日までの毎週月曜日。ただし、月曜日が祝日に当たるときは、その翌日以後の最初の祝日でない日とする。	市長が必要であると認めるときは、午後9時まで延長することができる。 宿泊を要する者 午後1時から翌日の午前10時まで。た			

	る。	だし、市長が必要があると認めるときは、翌日の午後5時まで延長することができる。
天体観測所	1 12月28日から翌年の1月4日まで	4月から9月まで 午後7時から午後9時30分まで
	2 1月5日から4月30日まで及び11月1日から12月27日までの毎週月曜日。ただし、月曜日が祝日に当たるときは、その翌日以後の最初の祝日でない日とする。	10月から翌年3月まで 午後6時30分から午後9時まで

(使用することができる者の資格)

第4条の2 野外活動センターを使用することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校の児童及び生徒並びに引率者
- (2) 青少年団体の構成員及び引率者
- (3) その他市長が適当と認めた者

第5条 省略

(許可の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の許可をしないものとする。

- (1)～(6) 省略

2 野外活動センターの使用は、自然学校を除いて引き続き4日を超えることはできない。

(使用料)

第7条 第5条の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第8条～第14条 省略

--	--	--

第5条 省略

(許可の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の許可をしないものとする。

- (1)～(6) 省略

(使用料等)

第7条 第5条の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の表に定める区分に応じ使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

区分	使用料
本市の市民	100円
本市の市民以外の者	200円

2 前項に定める使用料のほか、まき、ガス、燃料等を使用する場合は、市長が別に定める額を実費徴収する。

第8条～第14条 省略

(指定管理者による管理)

第14条の2 野外活動センターの管理は、法人その他の団体であって、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。

2 省略

3 第1項の規定により前項各号に規定する業務を指定管理者に行わせる場合における第4条から前条まで及び別表の規定の適用については、これらの規定中「使用」とあるのは「利用」と、「市長」とある(第13条を除く。)のは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第4条中「臨時に」とあるのは「市長の承認を得て臨時に」と、「午後9時まで延長」とあるのは「市長の承認を得て午後9時まで延長」と、「翌日の午後5時まで延長」とあるのは「市長の承認を得て翌日の午後5時まで延長」と、第4条の2第3号中「適当と」とあるのは「市長の承認を得て適当と」と、第8条及び第9条中「市長は、規則」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て規則」と、第10条第2項中「市は」とあるのは「市及び指定管理者は」と、第10条の2中「聴く」とあるのは「市長に対し聴くことを求める」と、別表備考第2項中「別に」とあるのは「あらかじめ市長の承認を得て別に」とする。

(利用料金)

第14条の3 前条第1項の規定により野外活動センターの管理を指定管理者に行わせる場合にあっては、市長は、利用料金を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 利用料金は、別表に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

第15条 省略

別表(第7条関係)

施設の名称	使用時間帯等	単位	使用料
メイ ン ホー ル	午前9時から午後6時まで	1時間(1団体)	100円
	午後6時から午後9時まで	1時間(1団体)	200円
	1泊	1人	500円
集 会 室	午前9時から午後6時まで	1時間(1団体)	200円
	午後6時から午後9時まで	1時間(1団体)	300円
キャ ビ ン	1泊	成人(大学生含む。) 1人	400円
	1泊	児童生徒 1人	200円
バン ガ ロー	1泊	成人(大学生含む。) 1人	800円
	1泊	児童生徒 1人	400円

(指定管理者による管理)

第14条の2 野外活動センターの管理は、法人その他の団体であって、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。

2 省略

3 第1項の規定により前項各号に規定する業務を指定管理者に行わせる場合における第4条から前条までの規定の適用については、これらの規定中「使用」とあるのは「利用」と、「市長」とある(第13条を除く。)のは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第7条第2項中「別に」とあるのは「あらかじめ市長の承認を得て別に」と、第8条及び第9条中「市長は、規則」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て規則」と、第10条第2項中「市は」とあるのは「市及び指定管理者は」と、第10条の2中「聴く」とあるのは「市長に対し聴くことを求める」とする。

(利用料金)

第14条の3 前条第1項の規定により野外活動センターの管理を指定管理者に行わせる場合にあっては、市長は、利用料金を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 利用料金は、第7条第1項の表に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

第15条 省略

テントサイト等	1泊	成人(大学生含む。)	300円
		1人	
	1泊	児童生徒 1人	150円
	1日	1人	100円
天体観測所	1日	成人(大学生含む。)	200円
		1人	
	1日	児童生徒 1人	100円

備考

- 1 本市の市民以外の者が使用する場合は、この表に定める使用料の倍額とする。
- 2 上記表のほか、寝具、まき、ガス、燃料等を使用する場合は、市長が別に定める額を実費徴収する。
- 3 メインホールの研修室の冷暖房を使用する場合は、表に定める額に1時間当たり100円を加算した額とする。
- 4 キャビン、バンガロー及びテントサイト等(以下この項において「キャビン等」という。)を使用する場合(宿泊を要しない場合に限る。)において、使用時間を延長して使用する場合における当該延長時間に係る使用料は、キャビン等の1泊に相当する使用料とする。
- 5 テントサイト等を使用する場合(宿泊を要する場合に限る。)において、使用時間を延長して使用する場合における当該延長時間に係る使用料は、1日に相当する使用料とする。